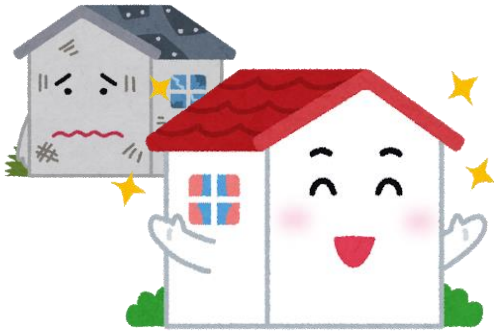


# 東伊豆町住宅リフォーム補助金



補助上限額

20万円

工事金額(税抜き)の**20%**を補助

(1,000円未満の端数切捨)

## ● 対象者

- ・申請日において東伊豆町に住民登録をし、居住している者。
  - ・申請日において町税等（介護保険料、水道料等を含む。）を滞納してないこと。
  - ・補助限度額20万円の範囲で5回まで可能。
- しかし相続等で建物の所有者が変わった場合には再度20万円、5回までの申請が可能。

令和2年度より申請可能回数が1回から5回までに変更となりました。

## ● 対象工事

- ・東伊豆町内に所有する個人住宅及び併用住宅の居住部分。
- ・改良工事（※1）の金額が消費税を除き、5万円以上のもの。
- ・町内施工業者によって行う工事。

※1 住宅の増築、改築、修繕、模様替のうち裏面に記載されているもの



## ● 必要書類

①申請書（様式第1号）	申請者本人が記入してください。
②見積書（写し）	税抜き価格が記載されているもの。
③写真	対象物件の外観と工事予定箇所の写真。 ※A4用紙に印刷するか、張り付けてください。
④家屋の評価証明	税務課で取得 ※取得の際に身分証明書と印鑑が必要です。
⑤住民票	住民福祉課で取得 ※取得の際に身分証明書が必要です。

## 必要に応じて提出する書類

⑥所有者の承諾書	所有者以外の家族が申請する場合又は共有名義の場合
⑦戸籍謄本	家屋所有者が亡くなっていて名義変更されていない場合



その他、申請の方法や詳しいことは、お問い合わせください。

問い合わせ先 役場観光産業課 95-6301

## 対象となる工事の一覧

### ① 住宅の耐久性を高めるための工事

対象となる工事	対象とならない工事	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎、土台、柱、ひさし、屋根、とい、床、内装、天井等の修繕工事(※1)</li> <li>・塗装工事(※1)</li> <li>・建物のかさ上げ工事又は床を高くする</li> <li>・外壁、ベランダ</li> <li>・太陽熱利用温水器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱発電システム (※2)</li> <li>・防腐、シロアリ駆除、防湿ファン (※3)</li> </ul>	※1 耐震補強、介護保険の住宅改修、重度身体障害者の住宅改修の補助を受ける場合は、当該工事費から受けた補助額を控除した額が対象工事費となる ※2 東伊豆町太陽光発電システム設置費補助制度を利用のこと ※3 自宅の管理は対象外

### ② 現在の住宅に増築する工事

対象となる工事	対象とならない工事	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、納戸の増築(※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別棟の居室、納戸、倉庫（野小屋）の工事</li> <li>・倉庫 (※5)</li> </ul>	※4 増築する住宅部分は、改良する住宅に接続されている場合に限る。10㎡以上の増築を伴う修繕の場合は建築確認申請が必要 ※5 衣類家財道具をしまふ納戸と違い、床のないもの（農機具小屋等は対象外）

### ③ 住宅の安全上必要な工事

対象となる工事	対象とならない工事	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難設置、防災設置(外階段)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、垣、堀、門工事 (※6)</li> </ul>	※6 居住の一部ではないものは対象外

### ④ 住宅の居住性を高めるための工事又は住宅の衛生上必要な工事

対象となる工事	対象とならない工事	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・間取りの変更等模様替えを行う工事</li> <li>・開口部等を設ける工事</li> <li>・台所の設置、修理(※7)</li> <li>・浴室、浴室乾燥、洗面台の改修</li> <li>・換気設置</li> <li>・トイレの設置、取替工事</li> <li>・給湯器ユニットの設置、修理(※8)</li> <li>・水道工事修理、排水設備修繕(※8,9)</li> <li>・建具の取替工事</li> <li>・畳、襖、障子、サッシ、ドア、じゅうたんの張替工事</li> <li>・壁紙の張替工事、塗り壁</li> <li>・断熱構造化工事、遮音工事</li> <li>・クーラー、照明器具の設置</li> <li>・ホームエレベータ、階段昇降機設置</li> <li>・外部から建物内部へのスロープ、昇降機設置、外階段設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ（アンテナ工事含）、洗濯機、冷蔵庫、家具等の設置</li> <li>・防犯機能を高めるために設置するモニター付きインターフォン</li> <li>・造園工事、外構工事、自転車置き場、駐車場工事</li> </ul>	※7 システムキッチン本体（流し台、調理台、コンロ台又は調理用加熱器具及び吊り戸棚により構成されたもの）購入費も含む ※8 水道に関する工事は、町指定業者でなければ行うことができないので注意 ※9 屋外部分は対象外

